

第 46 期 事業報告

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

宮古空港ターミナル株式会社

事業報告

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第46期における事業の概要について、次のとおり報告致します。

I. 会社の現況

(1) 全般的な事業を取り巻く状況

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を維持する中、同感染症の扱いの見直しやワクチン追加接種もあり、景気はゆるやかに回復に向かいつつあります。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰による影響で経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

県内経済においては、3年ぶりに同感染症に対する緊急事態宣言やまん延防止重点措置が解除となり大型連休から夏休みに掛けて旅行需要は持ち直し傾向にあり、10月からは旅行需要喚起策等の後押しもあって、主要産業である観光関連は回復傾向にあります。その回復傾向にある中、人手不足は深刻化し懸念材料も残っております。

このような状況の中、当空港の乗降客数は、1,526,457人、対前期比623,778人増（対前期比169%）となりました。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度1,758,588人と比較すると232,131人減となっております。

各路線を前期比で見ると、主要路線である那覇路線163%、石垣路線174%、東京路線174%、関西路線184%、中部路線202%、福岡路線192%、多良間路線138%となりました。

また、当事業年度の入域観光客数は737,279人（令和5年4月20日宮古島市公表）となり、前事業年度の435,262人と比べ302,017人の増（対前期比169%）となりました。新型コロナウイルスの影響により中止となっていた、スポーツ大会や音楽などのイベントも徐々に再開されはじめ、観光客数は前期から大幅に増加しており、クルーズ船を除く空路での入域観光客数は、736,928人、前期と比較し169%、令和元年度比100%となりました。

当空港は、年間を通しコロナ禍以前の活気が戻って来ており、今後も回復傾向が続く見通しであります。

当事業年度の貨物取扱量は13,351tで、前事業年度の14,675tに比べ10%減となりました。

(2) 事業の経過及び成果

宮古空港ターミナル株式会社は、当事業年度において創立46年目、新ビル移転後27年目を迎えます。施設面については、2階南北男女トイレ並びに2階北側多目的トイレの改修工事を行い利便性の向上に努めました。

また、旅客ビル並びに貨物地区の建物診断を行い、保全維持修繕計画書を作成致しました。今後、保全維持修繕計画書を基に令和5年度から令和12年度までに旅客ビル・貨物地区の防水工事、躯体補修工事等を行う予定であります。

当事業年度の営業実績は、売上高を見ると、当社事業の大きな比重を占めている賃貸料収入は、テナント歩合賃料収入等による4,972千円の増加(前期比101%)となりました。また、当事業年度にテナント2店舗の撤退があり、テナント募集を行い2店舗の入替を行っております。

直営店事業の売上高は、美ら旅(前期比216%)、ていだ待茶屋(同170%)、ぐりーんりーふ(同175%)、A&W(同194%)、直営店全体売上は547,786千円(同187%)、対前期比255,638千円の増となり、その結果、総売上高は1,048,845千円(同135%)、過去最高となりました。

売上原価は298,431千円(同181%)、売上総利益は750,414千円(同123%)となりました。

「販売費及び一般管理費」においては、アルバイト職員採用による「雑給」の増、「支払手数料」は建物診断業務等による増、オリジナル紙袋発注増による「備品消耗品費」の増、「修繕費」はLED改修工事による増等があり681,297千円(同106%)となっております。その結果、営業利益は、69,117千円、前期から99,011千円の改善となりました。経常利益は、養老保険満期による雑収入等を計上し73,107千円となっております。

税引前当期純利益は、2階南北男女トイレ改修並びに2階北側多目的トイレ改修工事における補助金を特別利益に計上し、92,557千円となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度において下記の設備投資を行いました。

なお、設備投資資金として自己資金を充当し、2階南北男女・多目的トイレ改修工事は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(18,000千円)を活用致しました。

①当事業年度中の設備投資

単位：千円

種類	名称	金額
建物附属設備	2階南北男女トイレ改修工事関係	48,644
	2階北側多目的トイレ改修工事関係	5,355
	A&W厨房内換気扇	600
構築物	南側駐車場整備	2,719
工具器具備品	会議用テーブル	1,020
一括償却資産	パソコン、WEB会議用備品等	1,208
リース資産	空調機リース	16,723
合計		76,271

(注) 設備投資額は消費税抜きの金額で記載しております。

(4) 会社に対処すべき課題

①宮古郡民並びに来島者のために快適に利用できる空港づくりを目指します。

旅客ビル並びに貨物地区の保全維持修繕計画書を基に、引き続き、既存設備の維持管理、保全対策に努めます。

大規模な自然災害の発生時における施設維持等の事業継続計画を制定し、不測の災害等にも強い施設づくりに努めます。又、南国らしい癒しの場となるよう、花と緑にあふれた快適な空間づくりを目指します。

②国際社会の動勢、国内の諸般の情勢など、様々な変化を想定し、旅客ビル並びに貨物地区の保安警備業務の徹底に努めます。

③中長期計画の修正検討を行いつつ、役職員一丸となって状況の変化に即応する経営基盤の構築に努めます。

④当社に与えられた公的使命に応えるべく、宮古島の表玄関として各関係機関や航空会社、各テナントとの連携を密にして円滑な施設運営を行い、宮古島の地域産業の振興施策に協調し、宮古空港が地域振興の拠点として発展するよう精進していく所存であります。

株主各位におかれましても益々のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 経営基本理念

- ・私たちは安全、安心、快適な愛される空港づくりを目指します。
- ・私たちは宮古島の地域振興に寄与する会社を目指します。
- ・私たちは社員が明るく前向きに取り組める会社を目指します。

努力目標

- ① 日常の安全点検を重視して、各種防災訓練に積極的に参加し、危機管理体制の確立に努めます。
- ② 近年における全国空港施設の保安強化に従い、万全な航空保安体制の確立に努め、安全な航空輸送の実現に協力します。
- ③ 館内外主要施設及び屋根瓦、経年劣化による建物全体に対する維持管理、保全対策強化並びに不測時対応強化を徹底します。
- ④ 宮古島の玄関口として、花と緑にあふれる環境整備を積極的に進め快適な旅へのお手伝いをいたします。
- ⑤ 各航空会社並びに関係機関との協調をより一層高め、経営基盤の強化のため努力します。
- ⑥ 地元の素材を生かした菓子類、加工品及び宮古島の伝統工芸品等を積極的に販売するとともに、地域の特産品・工芸品開発を応援する店舗作りを目指します。
- ⑦ 職員の資質の向上を図ると共に、販売促進や賃貸料収入等の増大に努めて参ります。

II. 会社の概況（令和5年3月31日現在）

（1）設立年月日

昭和52年11月10日

（2）主な業務内容

1. 宮古空港ビルディングの管理経営及び貸室業
2. 飲食物、加工飲料、お土産品等の販売
3. 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類販売
4. 広告、宣伝及び広告代理店業
5. 有料駐車場の経営

（3）事業所（主な営業所）

本社 沖縄県宮古島市平良字下里1657番地の128

（4）株式の状況（令和5年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 3,000,000株
②発行済株式総数 2,485,600株（自己株式24,000株を除く）
③当期末株主数 24名
④主な株主

株主名	所有株式数	議決権比率	当社の大株主への出資状況
沖縄振興開発金融公庫	740,000株	29.77%	—
沖縄県	675,000株	27.16%	—
日本トランスオーシャン航空（株）	213,100株	8.57%	—
ANAホールディングス（株）	142,100株	5.72%	—
宮古島市	106,500株	4.28%	—
（株）大米建設	55,100株	2.22%	—
（株）沖縄銀行	53,200株	2.14%	—
（株）琉球銀行	53,200株	2.14%	—
（株）沖縄海邦銀行	53,200株	2.14%	—
一般（15名）	394,200株	15.86%	—
自己株式	24,000株	—	—
合計	2,509,600株	100%	

（注）議決権比率は自己株式（24,000株）を控除した株式総数から計算しております。

(5) 従業員の状況

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男子	12名	43才	17年
女子	31名	45才	13年
合計	43名	45才	14年

(うち正社員13名 準職員6名 アルバイト24名)

(6) 主な借入先

借入先	当初借入額	当期末残高	借入先所有株式	議決権比率
沖縄振興開発金融公庫	700,000千円	545,868千円	740,000株	29.77%
(株)琉球銀行	130,000千円	40,435千円	53,200株	2.14%
(株)沖縄銀行	318,000千円	221,110千円	53,200株	2.14%
(株)沖縄海邦銀行	150,000千円	123,234千円	53,200株	2.14%

(7) 財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第43期	第44期	第45期	第46期
売 上 高 (千円)	958,177	700,406	773,765	1,048,845
営業利益又は営業損失(△)(千円)	42,512	△53,266	△29,894	69,117
経常利益又は経常損失(△)(千円)	54,600	△44,208	△728	73,107
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	74,088	△33,665	△42,322	65,032
一株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	29.80	△13.54	△17.02	26.16
総 資 産 (千円)	3,073,256	3,346,051	3,341,761	3,294,670
純 資 産 (千円)	1,915,292	1,881,627	1,839,304	1,904,336
一 株 当 たり 純 資 産 (円)	770.55	757.01	739.98	766.14

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数(2,485,600株)、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(2,485,600株)に基づき算出しております。

(8) 役員 の 状 況 (令 和 5年 3月 31日 現 在)

① 取 締 役 及 び 監 査 役 の 氏 名 等

氏 名	会 社 に お け る 地 位 及 び 相 当 並 び に 主 な 職 業	
下 地 義 治	代 表 取 締 役 社 長	共 和 産 業 (株) 相 談 役
座 安 治	専 務 取 締 役	
新 垣 尚 之	取 締 役	沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 融 資 第 一 部 長
島 袋 善 明	〃	沖 縄 県 土 木 建 築 部 長
喜 納 健	〃	日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ャ ン 航 空 (株) 執 行 役 員
前 谷 哲 郎	〃	A N A あ き ん ど (株) 顧 問
伊 川 秀 樹	〃	宮 古 島 市 副 市 長
新 垣 盛 志 郎	〃	(株) 琉 球 銀 行 宮 古 支 店 長
上 地 克 幸	〃	宮 古 テ レ ビ (株) 代 表 取 締 役 社 長
中 尾 忠 作	〃	(株) と み や 商 会 代 表 取 締 役 社 長
野 津 芳 仁	〃	(株) 野 津 商 事 代 表 取 締 役 社 長
下 地 信 輔	〃	筑 登 之 屋 商 店 代 表 者
下 地 辰 倫	〃	(株) 大 米 建 設 代 表 取 締 役 副 社 長
中 山 道 哉	常 勤 監 査 役	
佐 喜 真 裕	監 査 役	(株) 沖 縄 銀 行 常 務 取 締 役
大 城 昌 人	〃	(株) 沖 縄 海 邦 銀 行 常 務 取 締 役

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

② 取 締 役 及 び 監 査 役 の 報 酬 等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	11名	10,454千円
監 査 役	3名	6,393千円
合 計	14名	16,847千円

(注) 1 取 締 役 及 び 監 査 役 に 対 す る 報 酬 限 度 額 は、株 主 総 会 (平 成 8年 6月 28日 開 催) に お け る 決 議 に よ り 取 締 役 報 酬 は 年 額 28,000千 円 及 び 監 査 役 報 酬 は 年 額 7,000千 円 で あ り ま す。

2 上 記 の ほ か、令 和 4年 6月 22日 開 催 の 第 45期 定 時 株 主 総 会 の 決 議 に 基 づ き、役 員 退 職 慰 労 金 を 退 任 し た 取 締 役 に 対 し 2,100千 円、退 任 監 査 役 2名 に 対 し 2,780千 円 支 給 し て お り ま す。な お、こ の 金 額 に は、当 事 業 年 度 お よ び 過 年 度 の 事 業 報 告 に お い て 開 示 し た 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 の 繰 入 額 が 含 ま れ て お り ま す。

(9) 当事業年度中の異動

- ①令和4年6月22日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって専務取締役 川満勝也、監査役 砂川則夫、兼城賢雄が退任いたしました。
- ②令和4年6月22日開催の第45期定時株主総会において取締役 座安 治、新垣尚之、伊川秀樹、下地辰倫、監査役 中山道哉、大城昌人が選任されました。

(10) 会計監査人の状況

- ①会計監査人の氏名 山内 眞樹
- ②会計監査人の解任または不再任の決定については定めておりません。
- ③会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社監査役会は、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

III. 内部統制システム構築・運用の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築・運用についての基本方針を下記のとおり定めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号）

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、法令等遵守体制の維持に努めます。

また、コンプライアンス規程を遵守するとともに、使用人に対する研修等を実施します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会及び定例役員会の議事録については、法令並びに当社要領に基づき作成し、保存・管理します。経営・業務執行に関する重要な情報、決定事項は、文書取扱規程に基づき、適切に保管・管理します。

(3) 損失の危機の管理に関する規程とその他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

会社経営に重大な影響を及ぼす各種リスクについて、予兆の早期発見に努めます。また、災害や地震等不測の事態が発生した場合、消防計画書に基づいた関連機関と連携した自衛消防本部等を設置するなど、各種リスクを管理する体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役会を定期及び必要に応じて随時開催し、重要事項の決定を行い、経営論議を深めるとともに、毎年度中長期経営計画の見直しを行い職務の執行が適切かつ効率的に行われる体制の構築を図ります。

(5) 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

取締役が監査役に報告するための体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備します。

業務の適正を確保するための体制における運用状況の概要

内部統制システムについての主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムに関する取り組み

当社は、定例役員会を定期に開催し、業務の実施・管理について決定するとともに、職務の執行状況について報告を行っております。また、定期及び随時に開催する取締役会において重要事項の決定を行うとともに、監査役に意見を求めることで監査の実効性の確保に努めております。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンス規程を制定し、役職員の職務の執行が誠実かつ公正に行われるよう法令等の周知に努めております。

IV. 登記事項

当事業年度の商業登記は、次のとおりであります。

登記事項	登記年月日		管轄法務局
代表取締役に 下地 義治	令和4年7月5日	重任	那覇地方法務局 宮古島支局
取締役に 座安 治	〃	就任	〃
取締役に 新垣 尚之	〃	就任	〃
取締役に 島袋 善明	〃	重任	〃
取締役に 喜納 健	〃	重任	〃
取締役に 前谷 哲郎	〃	重任	〃
取締役に 伊川 秀樹	〃	就任	〃
取締役に 新垣 盛志郎	〃	重任	〃
取締役に 上地 克幸	〃	重任	〃
取締役に 中尾 忠作	〃	重任	〃
取締役に 野津 芳仁	〃	重任	〃
取締役に 下地 信輔	〃	重任	〃
取締役に 下地 辰倫	〃	就任	〃
監査役に 中山 道哉	〃	就任	〃
監査役に 大城 昌人	〃	就任	〃
会計監査人に 山内 眞樹	〃	重任	〃

V. 庶務概要

[株主総会]

令和4年6月22日（水）14時00分、沖縄県宮古島市平良字下里108番地の7 ホテルアトールエメラルド宮古島 2階 漲水の間において、第45期定時株主総会を開催し、次の事項を報告並びに決議いたしました。

(報告事項) 第45期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

(決議事項)

第1号議案 定款変更の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

第2号議案 取締役全員任期満了につき取締役選任の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

第3号議案 取締役の退職慰労金支給の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

第4号議案 監査役辞任につき監査役選任の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

第5号議案 監査役の退職慰労金支給の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

[取締役会]

期間中に開催された取締役会5回における決議事項は次のとおりであります。

(1) 第210回取締役会 令和4年5月25日（水）14時
宮古島市平良字下里1657番地の128 当社会議室

(総会付議事項)

第1号議案 第45期定時株主総会招集決定、付議議案承認の件
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

(総会付議議案)

報告事項 第45期（令和3年4月1日から令和4年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 定款変更の件
 - 第2号議案 取締役全員任期満了につき取締役選任の件
 - 第3号議案 取締役の退職慰労金支給の件
 - 第4号議案 監査役辞任につき監査役選任の件
 - 第5号議案 監査役の退職慰労金支給の件
- 本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

(取締役会専決事項)

- 第1号議案 物販テナント募集について
 - 第2号議案 国仲英通氏から大和電工(株)へ株式譲渡承認の件
- 本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

(報告事項)

- ①令和5年度4月新採用について
- ②平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得したスマート水素ステーションに係る財産処分について

- (2) 第211回取締役会 令和4年6月22日(水) 14時25分
沖縄県宮古島市平良字下里108番地の7
ホテルアトールエメラルド宮古島 2階 渚の間

(審議事項)

- 第1号議案 代表取締役及び役付取締役選任の件
 - 第2号議案 退任取締役の退職慰労金支給の件
 - 第3号議案 取締役報酬額の件
- 本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

- (3) 第212回取締役会 令和4年9月20日(火) 14時
宮古島市平良字下里1657番地の128 当社会議室

(報告事項)

- ①令和4年度中間決算見込みについて
- ②物販テナント募集結果について
- ③コーラルベジタブル破産管財人當間良明氏との敷金返還請求訴訟について
- ④令和5年4月新採用募集結果について
- ⑤平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得したスマート水素ステーションに係る財産処分について
- ⑥2022年度監査方針、同監査業務計画について

(4) 第213回取締役会 令和4年12月13日 (火) 16時
沖縄県宮古島市平良字下里108番地の7
ホテルアトールエメラルド宮古島 2階 渚の間

(報告事項)

- ① 令和4年度中間事業報告について
- ② 令和4年度上半期決算監査結果について
- ③ 2階南北トイレ改修工事の進捗状況について

(5) 第214回取締役会 令和5年2月14日 (火) 14時
宮古島市平良字下里1657番地の128 当社会議室

(審議事項)

第1号議案 令和5年度 事業計画 (案) の件
「事業計画 (案)」「長期修繕・設備投資計画 (案)」「
長期収支及び資金計画 (案)」
本件は原案どおり、全員異議なく承認可決した。

(報告事項)

- ① 令和4年度決算見込みについて
- ② 国仲英通氏から大和電工(株)へ株式譲渡について
- ③ 2階南北トイレ改修工事の進捗状況について

計 算 書 類

(第46期)

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

宮古空港ターミナル株式会社

貸借対照表

宮古空港ターミナル株式会社

令和5年3月31日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	【 909,390,245 】	[流動負債]	【 317,833,151 】
現金及び預金	844,477,901	買掛金	25,612,625
未収入金	24,989,960	一年内返済長期借入金	91,668,000
売掛金	22,924,360	未払金	67,499,955
商品	10,435,935	未払費用	211,046
材料	1,179,275	未払法人税等	26,576,200
貯蔵品	3,694,186	前受金	42,835,560
立替金	17,238	預り金	1,626,253
前払費用	1,798,572	短期リース債務	37,362,024
未收利息	2,818	未払消費税等	19,475,200
貸倒引当金	△ 130,000	賞与引当金	4,966,288
[固定資産]	【 2,385,280,744 】	[固定負債]	【 1,072,501,048 】
(有形固定資産)	(2,367,379,705)	長期借入金	838,979,000
建物	1,413,225,850	長期リース債務	95,682,764
建物附属設備	486,008,577	敷 金	95,948,000
構築物	32,632,998	預り保証金	6,000,000
機械装置	293,495,151	退職給付引当金	19,484,923
器具備品	19,610,131	役員退職慰勞引当金	3,870,000
一括償却資産	881,598	繰延税金負債	12,536,361
リース資産	121,525,400		
(無形固定資産)	(21,000)	負債合計	1,390,334,199
電話加入権	21,000		
(投資その他の資産)	(17,880,039)	純資産の部	
保険積立金	17,872,319	[株主資本]	【 1,904,336,790 】
預託金	7,720	資本金	1,254,800,000
		(利益剰余金)	(663,936,790)
		その他利益剰余金	663,936,790
		預り保証金返還準備積立金	7,758,544
		修繕積立金	87,000,000
		圧縮積立金	54,754,996
		繰越利益剰余金	514,423,250
		自己株式	△ 14,400,000
		純資産合計	1,904,336,790
資産合計	3,294,670,989	負債・純資産合計	3,294,670,989

損益計算書

宮古空港ターミナル株式会社

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売上高】		
賃貸料収入	376,968,068	
管理費収入	24,434,404	
直接費収入	64,761,659	
施設使用料収入	15,899,500	
広告媒体料収入	18,995,929	
商品売上	437,511,751	
委託商品売上	3,289	
切手売上	13,614	
飲食店売上	110,257,451	
		1,048,845,665
【売上原価】		
期首棚卸高	9,034,435	
商品仕入高	263,902,223	
委託商品仕入高	2,292	
切手仕入高	13,560	
材料仕入高	37,404,157	
合 計	310,356,667	
他勘定振替高	△ 310,006	
期末棚卸高	△ 11,615,210	298,431,451
	売上総利益金額	750,414,214
【販売費及び一般管理費】		681,297,067
	営業利益金額	69,117,147
【営業外収益】		
受取利息	12,169	
受取手数料	3,728,053	
雑収入	5,779,186	
貸倒引当金戻入	172,277	9,691,685
【営業外費用】		
支払利息	4,327,401	
雑損失	1,373,462	
	経常利益金額	5,700,863
【特別利益】		73,107,969
その他特別利益	19,449,137	
		19,449,137
【特別損失】		
固定資産除却損	5	
		5
	税引前当期純利益金額	92,557,101
	法人税、住民税及び事業税	23,064,906
	法人税等調整額	4,459,752
	当期純利益金額	27,524,658
		65,032,443

株主資本等変動計算書

宮古空港ターミナル株式会社

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

単位：円

	株 主 資 本							純資産合計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計		
		その他利益剰余金							利益剰余金合計
		預り保証金返還準備積立金	修繕積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,254,800,000	10,758,544	87,000,000	59,439,259	441,706,544	598,904,347	△ 14,400,000	1,839,304,347	1,839,304,347
当期変動額									
預り保証金返還準備積立金の取崩		△ 3,000,000			3,000,000				
圧縮積立金の取崩				△ 4,684,263	4,684,263				
当期純利益					65,032,443	65,032,443		65,032,443	65,032,443
当期変動額合計		△ 3,000,000		△ 4,684,263	72,716,706	65,032,443		65,032,443	65,032,443
当期末残高	1,254,800,000	7,758,544	87,000,000	54,754,996	514,423,250	663,936,790	△ 14,400,000	1,904,336,790	1,904,336,790

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在いたしません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
一括償却資産	3年均等償却

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、特定の債権については、個別に債権の回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において、発生していると認められる額を(簡便法による期末会社都合退職給与支給額を採用して)計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職金の支給に備えて、役員退職慰労金支給基準に基づいて計算した額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社は、空港施設の充実維持管理を目的として、不動産賃貸事業及び直営店事業(小売、飲食)を主たる事業としております。

不動産賃貸事業に係る収益は、顧客との契約に基づいて施設等を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

直営店事業における商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識することとしております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産および担保に係る債務

担保に提供している資産

建 物	1,413,225,850 円
建物附属設備	486,008,577 円
機械装置	<u>293,495,151 円</u>
計	2,192,729,578 円

担保に係る債務

長期借入金	930,647,000 円
-------	---------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,159,205,725 円

(3) 保証債務の残高

他者に対する保証債務はありません。

4. 損益計算書に関する注記

特別利益に計上されているその他特別利益は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費(トイレ洋式化機能向上)補助金 18,000,000円及び前事業年度の水素事業終了に伴う設備売却代金の確定差額(消費税相当)分1,449,137円です。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,509,600 株
------	-------------

(2) 当事業年度における自己株式の種類及び総数

普通株式	24,000 株
------	----------

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産等の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,484,920 円
事業税	2,311,569 円
貸倒引当金	38,870 円
役員退職慰労引当金	1,157,130 円
退職給付引当金	5,825,992 円
合計	10,818,481 円

繰延税金負債

圧縮積立金	23,354,842 円
合計	23,354,842 円

繰延税金負債の純額	12,536,361 円
-----------	--------------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

借入金の用途は設備投資資金(長期)であります。なお、投資有価証券は保有しておらず、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日(当期決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	844,477,901	844,477,901	—
②未収入金及び売掛金	47,914,320	47,914,320	—
③買掛金及び未払金	(93,112,580)	(93,112,580)	—
④長期借入金	(930,647,000)	(930,647,000)	—
⑤敷金	(95,948,000)	(95,948,000)	—
⑥預り保証金	(6,000,000)	(6,000,000)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに②未収入金及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利分については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動がないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の借入金については、リスクフリー・レートを考慮し、時価は当該帳簿価額によっております。

⑤ 敷金

賃貸契約は自動更新及び新規契約は期間の定めありとなっており、無利息の債務であるため、時価は当該帳簿価額によっております。

⑥ 預り保証金

無利息の債務であるため、時価は当該帳簿価額によっております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、ターミナルビルの一部について賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

貸借対照表計上額	時 価
1,899,234,427	1,899,234,427

(注1) 上記事項は賃貸等不動産として使用される部分を含めたターミナルビル全体の建物及び建物附属設備として表示しております。

(注2) 貸借対照表計上額は取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注3) 当期末の時価は、前事業年度及び前々事業年度を除き、これまで経常利益が連続してプラスであり、前事業年度等の経常損失は一時的と考えているため、貸借対照表計上額を時価としております。

10. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社が有する退職金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 退職給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	18,925,482 円
退職給付費用	6,657,974 円
退職給付の支払額	△ 3,098,533 円
制度への拠出額	△ 3,000,000 円
期末における退職給付に係る負債	<u>19,484,923 円</u>

②退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

退職給付債務	67,904,454 円
年金資産	△ 48,419,531 円
	<u>19,484,923 円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>19,484,923 円</u>
退職給付に係る負債	<u>19,484,923 円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>19,484,923 円</u>

③退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	6,657,974 円
----------------	-------------

11. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
沖縄振興開発金融公庫	沖縄県	1,558億円	融資業務	29.77%	出資	支払利息	1,397千円	一年内返済長期借入金	40,392千円
								長期借入金	505,476千円

上記の金額の内、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 借入金利は当社の信用リスクを考慮したものとなっております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産金額	766.14 円
1株当たり当期純利益	26.16 円

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に関する注記(4)収益及び費用の計算基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

15. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

当社は、沖縄県の工作物設置許可書（沖縄県指令土第132号、使用期間2022.4.1～2025.3.31。3年毎更新）に基づき、国有財産及び県有財産の敷地を借用し、宮古空港ターミナルビルの退去時における原状回復に係る債務を有しております。

しかし、現在空港ターミナルビルを移転する予定もなく、将来使用継続する見込みであることから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を維持する中、ワクチン追加接種や政府による同感染症の扱いの見直しもあり、景気は緩やかに回復に向かっております。

当社におきましては、航空需要も回復傾向にあることから、当事業年度は営業利益を計上することができました。

独立監査人の監査報告書

宮古空港ターミナル 株式会社

取 締 役 会 御 中

作 成 日 2023 年 4 月 28 日
事務所所在地 那覇市久茂地 2 丁目 2 番 2 号
事務所名 公認会計士山内眞樹事務所

公認会計士 山 内 眞 樹 ㊞

監査意見

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、宮古空港ターミナル株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 46 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役と審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら監査実施状況及びその結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について報告を受け、監視及び検証を行い、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど監査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する事項についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 公認会計士 山内眞樹氏 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

宮古空港ターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 中山 道哉 ㊟

監 査 役 佐喜真 裕 ㊟

監 査 役 大城 昌人 ㊟

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16項及び第335条第3項に定める社外監査役であります。